

## 平成29年第4回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日（火）  
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（26人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	麻生	克典						
委 員	3 番	岸本	六郎	4 番	浦口	大輔	6 番	岳野	一敏
	7 番	太田	尚臣	8 番	山口	美幸	9 番	郡	勝壽
	10 番	辻尾	政幸	13 番	高野	和美	14 番	山口	孝生
	15 番	木本	安仁	16 番	山下	裕史	17 番	内海	輝次
	18 番	辻山	保美	19 番	辻	良人	20 番	山脇	初良
	21 番	澤田	馨	22 番	牛水	司	23 番	宮原	信明
	24 番	熊野	三次	25 番	朝長	久夫	26 番	山添	満之
	27 番	平野	安雄	28 番	福田	務	29 番	大久保	和博
	30 番	井田	初美	31 番	田中	初治			
5. 欠席委員（3人）

5 番	今村	和人	11 番	松本	千代治	12 番	竹尾	久人
-----	----	----	------	----	-----	------	----	----
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第20号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第21号 非農地通知の対象とすることの決定について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

### 8. 会議の概要

事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第4回総会を開会いたします。本日、5番：今村委員、11番：松本委員、12番：竹尾委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員31名中28名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、18番辻山委員、19番辻委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。

それでは1番について説明いたします。資料は2頁です。所在が西海町丹納郷字野中ノ上、の畑、計1筆、1,206㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人から申請の物件について譲り受け人に対し、所有権移転（贈与）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地の北側約300mに譲り受け人の自宅があります。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真、7頁は現況写真となっています。現況のまま普通畑・野菜栽培地として利用したいとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

18番 現地は [REDACTED] の西側に位置し、譲渡人と譲受人は姉弟間系にあります。譲渡し人に電話で聞いたところ、財産分与で貰っていたが自分は耕作しないので本家に譲りたいとの意向でありました。譲り受け人とも話をしたところ、農地として管理していくとの事で、私からもお願いをしておりますので問題はないと判断します。宜しくご審議ください。

議長 ただ今議案第17号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 それでは「2番」について説明いたします。資料は8頁です。所在が西彼町白似田郷字鳥越、の田、計1筆、2,918㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人から申請の物件について譲り受け人に対し、所有権移転（売買）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。第3項第2号、第3項第3号共に有となっており、役員3人が常時従事としているとのことです。関係資料は10頁から14頁までで、10頁に位置図、11頁に付近状況図を添付しております。申請地から役4.5km離れたところに譲り受け人の事務所があり車で7分くらいの状況です。12頁は字図で、黄色に塗られているところ箇所が申請地です。13頁は航空写真で、14頁は現況写真となっています。購入後は嵩上げを行い柿（果樹園）として利用したいとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないこと、第3項要件が有

のため許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 関連がありますので3番まで説明をお願いします。

事務局 それでは「3番」について説明いたします。資料は9頁です。所在が西彼町白似田郷字峰、の畑、計4筆、2,954㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人が農業を廃業することを決め、申請の物件について譲り受け人に対し、譲渡することを打診し合意に至る。許可後所有権移転（売買）をおこなうもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。譲受人の自宅付近の農地で譲渡後は野菜畑として活用するとの事です。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は10・11頁と15から17頁までで、10頁に位置図、11頁に付近状況図を添付しております。申請地の約600mのところ譲り受け人の自宅があり徒歩9分くらいの状況です。15頁は字図で、黄色に塗られているところ4箇所が申請地です。16頁は航空写真、17頁は現況写真となっています。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

6番 譲渡し人は自営業との兼業で経営しておられましたが、後継者がいないため廃業することを決断し、売買を打診し合意したとの事でした。

現状は若干荒れた状態ではありますが、西側で太陽光パネルの計画があり、その残土を利用して整形をするとの事でした。3番ですが、譲り受け人は野菜中心に大規模に経営しており、問題はないものと思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今議案第17号の2番3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に4番について説明をお願いします。

事務局 それでは「4番」について説明いたします。資料は18頁です。所在が西海町中浦北郷字下長谷、の田、計2筆、3,480㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人から申請の物件について譲り受け人に対し、所有権移転(売買)の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。圃場整備地区内の圃場で貸借状態にあり、譲り渡し後も水田として利用するとの事です。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は19から23頁までで、19頁に位置図、20頁に付近状況図を添付しております。申請地から約1kmところに譲り受け人の自宅があり徒歩14分くらいの状況です。21頁は字図で、黄色に塗られているところ2箇所が申請地です。22頁航空写真、23頁は現況写真となっています。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

9番 申請地は譲り受け人が20年来賃借しており、譲り渡し人も高齢で耕作はできないということから売買の打診をし、合意したということでした。基盤整備もされている優良な圃場ですので農地を守る意味からも良いことだと思います。宜しくご審議ください。

議 長 ただ今議案第17号の4番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございません

んか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

次に5番について説明をお願いします。

事務局

それでは「5番」について説明いたします。資料は24頁です。所在が西海町七釜郷字川蟬、の畑、計4筆、895㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り受け人から申請の物件について譲り受け人に対し、所有権移転（売買）の申し入れを行い、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は25頁から29頁までで、25頁に位置図、26頁に付近状況図を添付しております。申請地の近くに譲り受け人の自宅があり、約100m、徒歩1分くらいの状況です。27頁は字図で、黄色（黄緑色）に塗られているところ4箇所が申請地です。28頁は航空写真、29頁は現況写真となっています。譲受人の子の5条申請地付近の農地で、現在不耕作で原野化しているが譲り渡し後は普通畑として活用するとの事です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を担当委員をお願いします。

19番

譲り渡し人は市外在住で、申請地も長らく耕作放棄地になっておりました。事務局説明にありました2月の総会で譲り受け人の子が5条の申請をして住宅を建築する予定の近傍の農地で、購入後は野菜を作るとの事でした。耕作放棄地の解消という面からも有意義だと思いますので宜しくご審議ください。

議 長

ただ今議案第17号の5番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に6番について説明をお願いします。

事務局 それでは「6番」について説明いたします。資料は30頁です。所在が西海町横瀬郷字大根原、の畑、計4筆、1,911㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人から申請の物件について譲り受け人に対し、所有権移転（売買）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。譲受人の自宅付近の農地で[ ]は原野化しているが譲渡後は芋を栽培したいとのことでした。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は31頁から35頁までで、31頁に位置図、32頁に付近状況図を添付しております。申請地の300m付近に譲り受け人の自宅があり徒歩4分くらいの状況です。33頁は字図で、黄色に塗られているところ4箇所が申請地です。34頁は航空写真、35頁は現況写真となっています。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

10番 譲り渡し人は市外在住で、管理ができないということから譲り受け人に申し出があり売買について合意したとの事でした。譲り受け人は甘藷を耕作しており、問題はないものと思われまますのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第17号の6番について説明がありました。

これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6番については、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に7番について説明をお願いします。

事務局 それでは「7番」について説明いたします。資料は36頁です。ここで資料の修正をお願いします。西彼町下岳郷字揚津島を字揚津に修正を2箇所お願いします。詳細は本日配布資料を参照ください。所在が西彼町下岳郷字揚津、の田、計2筆、2,242㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「琴海町で水稻を耕作していたが、猪被害で困難となり地元での耕作地を探していた譲り受け人と耕作地の管理の継続が難しくなった譲り渡し人との合意が整い、所有権移転（売買）の申請を行うもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。譲受人の耕作地のとりの農地で水田、譲渡後も水田として水稻栽培するとのこと。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は37頁から41頁までで、37頁に位置図、38頁に付近状況図を添付しております。申請地から約1kmに譲り受け人の自宅があり徒歩10分くらいの状況です。39頁は字図で、黄色に塗られているところ2箇所が申請地です。40頁は航空写真、41頁は現況写真となっています。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

20番 譲り渡し人の農地の管理継続が困難となったため、隣接農地を耕作している譲り受け人に打診し合意したものを。譲り受け人は果樹、野菜



を中心に経営しておりますが、事務局説明にありますように現在の水田が獣害で耕作困難となったため、双方合意が整ったということでした。基盤整備もされており問題はないと思われまますので宜しくご審議ください。

議 長 　　ただ今議案第17号の7番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7番については、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を説明します。資料は42頁です。所在地が西海町太田和郷字火口、畑1筆、面積・381㎡、利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の駐車場は寺駐車場と兼用し、不足しており、さらに園児の通園時の安全性利便性を確保する為駐車場を増設したいとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。  
添付資料は、43頁から49頁までです。ここで資料の差し替えをお願いします。48頁と、49頁を本日配布資料に差し替えをお願いします。43頁に位置図、44頁に付近状況図、45頁に字図、46頁に航空写真、47頁に現況写真、48頁に被害防除計画書、49頁に土地利用計画図を添付しております。全面コンクリート舗装による土留め施工で11台分の駐車台数確保を予定しています。48頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高1.0m、最低0.5m）、切土を行う最高1.0m、最低0.5m）、被害防除措置として土留め工事をする。側溝設置・コンクリート土留め工事をする事で特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、周辺農地と距離高低差があり、特段被害を及ぼす恐れはない。排水計

画ですが、雨水排水は、自然流下となっています。農地区分については、申請地は宅地や道路に囲まれ農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

13番 申請地の近傍は公共施設が多く、郵便局、公民館、保育園、お寺などの共有した駐車場がありました。公民館周りの駐車場が一部使えなくなり、園児の通園の際の安全管理の上でも駐車場の確保が必要とすることからの申請ということでした。排水等についても特段被害を及ぼす恐れはないものと思われまますので、よろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第18号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、原案どおりで許可相当といたします。

議長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。資料は50頁からです。2番の農地の所在は、西海町黒口郷字牛水で畑1筆、地籍・124㎡、利用状況は不耕作で、申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は申請地を専用通路、駐車場として利用し、隣接地■■■■■■■■■■・山林・728㎡、の一部368㎡、に住宅1棟を建築するとなっています。権利種別は「使用貸借権設定」「30年」となっています。

添付資料は、51頁から61頁までで、51頁に位置図、52頁に付近状況図、53頁に字図、54頁に航空写真、55頁に現況写真を添付しています。56頁に被害防除計画書、57頁に求積図、58頁に配置図、59・60頁に平面図、61頁に立面図を添付しております。木造コロニアル葺2階建、住宅118.55㎡（1F66.57㎡、2F51.98㎡）建築面積66.57㎡を予定しています。



正をお願いします。建築面積2,300を2,500に太陽光パネル242枚 252kwを太陽光ソーラーパネル285w・240枚、パワーコンディショナー10kw・4台、発電規模252.0kwに修正をお願いします。また追加資料も提示されています。詳細は本日配布資料を参照ください。3番の農地の所在は、西彼町喰場郷字岩屋川内で畑1筆、地籍・3,044㎡、利用状況は不耕作で、申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備設置に伴う土地購入のため、所有権移転売買を行うとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、63頁から70頁までで、63頁に位置図、64頁に付近状況図、65頁に字図、66頁に航空写真、67頁に現況写真を添付しています。68頁に被害防除計画書、69頁に配置図、70頁に架台立面図を添付しております。

68頁にもどりまして、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う0.5m切土を行う0.5m、被害防除対策として土留め工事をする、法面保護をする。被害発生の恐れがない理由としまして不陸整正をする程度の造成しか予定していないため土が流されそうな状況が想定される場合土留め、のり面保護（種子吹付け）を行う。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は建物の高さを加減する2m程度。西側の農地は耕作放棄により山林しているため、日照・通風・耕作・太陽光パネルの反射などの被害はない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下となっています。

農地区分については、山林と荒地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を担当委員をお願いします。

27番            工事請負者と現地を確認しました。譲り渡し人は高齢で後継者もないのでこの農地を売りたいという事から今回の計画になったとの事でした。切盛りについては法面保護をし、建物の高さを加減し、排水については側溝を整備して流末は自然流下ということであり、また、雨量の流量計算もされており特に問題はないようですので、宜しくご審議ください。

議 長            周辺の排水等については問題ないですか。

27番            周辺は山林と東側に水田がありますが、排水溝が整備されていますので特段影響はないと思います。

議 長 　　ただ今、議案第18号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番は、原案どおりで許可相当といたします。

議 長 　　次に4番について説明をお願いします。

事務局 　　4番について説明します。資料は71頁です。所在地が西海町横瀬郷字花川、畑、計3筆、面積・1,011㎡、利用状況は不耕作で申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は横瀬東地区の公民館建設用地として利用するためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、72頁から82頁までで、72頁に位置図、73頁に付近状況図、74頁に字図、75頁に航空写真、76頁に現況写真、77頁に被害防除計画書、78頁に用地平面図、79頁に配置図、80頁に平面図、81・82頁に立面図を添付しております。木造瓦葺平屋建て、公民館、総面積416.53㎡の建物、8台分の駐車スペース整備を予定しています。77頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。整地程度で盛土は行わない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れがない理由として、東側に市道をはさみ耕作中の農地がありますが、市道を含め6m離れた位置に建築する。農地より1m低い位置になるので日照・通風に支障がない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排は下水道処理となっています。

農地区分については、農地や山林、宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

10番 　　申請地は、横瀬東地区の公民館建設用地として申請されたものであります。造成計画は現状のまま利用するということ、下水排水は水路

放流及び農業集落排水に繋ぎ込む計画となっていることから周辺に影響を及ぼす恐れはないと思いますので、宜しくご審議ください。

議長 　ただ今、議案第18号の4番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」の4番は、申請どおり許可相当といたします。

議長 　次に議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは83頁、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

84頁は農地利用集積計画集計表です。賃貸借「10年」のもの1件・4筆・1,630㎡、「5年」のもの1件・1筆・1,383㎡、計5筆・3,013㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）賃貸借「10年」のもの1件・5筆・7,116㎡、の表が対象となっています。

85頁は個人が借り受けた2件・5筆・3,013㎡の詳細が計上され、賃貸借期間「10年」のもの4筆、「5年」のもの1筆となっています。

86頁は県公社借入「10年」のもの「賃貸借」1件・5筆・7,116㎡、の詳細となっています。87・88頁に経営状況「2件」を添付しています。詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

13番 　1番について、借り受け人は熱心な方で地元での信頼も厚い方ですので何ら問題はないと思います。また、2番から5番について現地は良く管理されており、借り受け人については後継者もおり、経営も充

実しております。また、1番同様地元での信頼も厚い方ですので問題はないと判断いたします。宜しくご審議ください。

議 長 　　ただ今、議案第19号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございますか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第19号「農地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議 長 　　次に議案第20号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　89頁をお願いします。議案第20号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっております。資料は90頁から92頁です。先ほど86頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・5筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「2者」に対し計5筆・7, 116㎡の「賃貸借」10年のものが計上されています。

1番から5番までの5筆が、2件の「賃貸借」、「10年」のもの農用地利用配分計画（案）の詳細が90頁に計上されています。91・92頁にかけて、2件の借り手の経営状況を添付しています。詳細につきましては議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

9 番 　　1番について、借り受け人は若く、熱心な方で問題はないと思いますので宜しくご審議ください。

1 3 番 　　議案第19号の2番～5番についての説明と同じ方です。よろしくをお願いします。

- 議 長 　　ただ今、議案第 20 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございましたか。  
《なしの声あり》
- 議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございましたか。  
《異議なしの声あり》
- 議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 20 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。
- 議 長 　　次に議案第 21 号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたします。1 番から 3 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは資料は 93 頁をお願いします。議案第 21 号の非農地通知の対象とするものの決定について説明をいたします。今回は 11 筆・10,083㎡について、審議を頂きたいと思っております。所有者の方は 5 件の方となっております。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。今回の申請につきましても、1 件目は 1 番から 3 番の 3 筆で、資料は 94 頁から 98 頁です。所有者は西彼町小迎郷の方です。94 頁に位置図、95 頁に付近近況図、96 頁に字図、97 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっております。現場のほうですが、雑木が茂り原野化しておりまして、今後耕作再開の意思はなく現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。98 頁が対象地の現況写真です。対象地は農用地区域内の農地で農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人間取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。
- 議 長 　　それでは補足説明を担当委員をお願いします。
- 16 番 　　写真を見ていただければ分かるように、25 年以上耕作されていないということで、道もなく荒れております。非農地の対象として問題はないと判断しました。宜しくご審議ください。
- 議 長 　　ただ今、議案第 21 号の 1 番から 3 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございましたか。  
《なしの声あり》



議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第21号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から3番については、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 2件目は4番の1筆で資料は99頁から103頁です。所有者は西彼町八木原郷の方となっています。99頁に位置図、100頁に付近近況図、101頁に字図、102頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、今後耕作再開の意思はなく現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。103頁が対象地の現況写真です。

対象地は農用地区域内の農地で、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 4番について担当委員をお願いします。

30番 今朝、現地確認と本人に確認をしました。奥は雑木が繁り、手前は湿地状態でイノシシ被害があり、15年以上耕作はされておられません。本人もその意思もないというところから、農地としての利用は困難と判断しました。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第21号の4番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第21号「非農地通知の対象とすることの決定について」の4番については、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に5番6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 3件目は5番の1筆と4件目は6番の1筆で資料は104頁から110頁です。所有者は2件とも大島町の方です。104頁に位置図、105頁に付近近況図、106頁に航空写真を添付しています。  
5番の物件の字図を107頁に、現況写真を108頁に添付しています。  
6番の物件の字図を109頁に、現況写真を110頁に添付しています。  
それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、今後耕作の再開の意思もなく特に支障はないという判断をいたしました。  
対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 5番6番について担当委員お願いします。

21番 5番について、申出者は元々勤め人で今後も耕作の意志はないということでした。対象地も長年耕作されておらず原野化しております。現場を見る限り農地としての利用は困難と判断しましたのでよろしくお願いします。6番についても同様で、耕作の意思はなく農地としての利用は困難と判断しましたのでよろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第21号の5番6番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

議長 《異議なしの声あり》  
「異議なし」と認めます。  
よって、議案第21号「非農地通知の対象とすることの決定について」の5番と6番については、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 次に7番から11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 5件目は7番から11番の5筆で、資料は111頁から115頁です。所有者は西彼町中山郷の方となっています。111頁に位置図、112頁に付近近況図、113頁に航空写真、114頁に字図を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部

分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。115頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 7番から11番について補足説明を担当委員お願いします。

26番 現地を確認しました。対象地は斜面になっており、現状も山林化しております。農地として復元するのは困難と判断しましたのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今、議案第21号の7番から11番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第21号「非農地通知の対象とすることの決定について」の7番から11番については、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成29年5月25日(木) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもちまして西海市農業委員会第4回総会を閉会いたします。お様でした。

平成 2 9 年 4 月 2 5 日

農業委員会 会長

議事録 署名人

議事録 署名人